

静岡県告示第145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年3月4日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 施行者の名称

掛川市

2 都市計画事業の種類及び名称

東遠広域都市計画下水道事業 掛川市公共下水道

3 事業施行期間

自 平成6年1月25日

至 令和13年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

=====

静岡県告示第146号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年3月4日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 施行者の名称

掛川市

2 都市計画事業の種類及び名称

東遠広域都市計画下水道事業 掛川市公共下水道（大須賀処理区）

3 事業施行期間

自 平成7年1月17日

至 令和13年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし